



7月9日、東京のあちこちで、ほおずき市がたちます。ほおずき市は、観音信仰と関連が深く、古来、毎月18日は「仏様と特別なご縁のある日」という意味を込めて「縁日」と呼ばれ、この日に参拝すると、大きな功德があるとされています。

これとは別に、室町時代以降「功德日」という縁日が毎月1回、新たに設けられ、特に7月10日に参拝すると4万6千日分、お参りしたのと同じご利益があるとされ、江戸時代頃から参拝が盛んになりました。しだいに、前日の9日から意気込んだ人々が寺を訪れるようになり、この2日間となったようです。うちわを片手に浴衣姿でほおずきを買って求める姿は下町の風情を感じます。

生命保険を活用した相続対策について

生命保険の本来の役割は、遺族の生活を維持することや、契約者の老後を保障することにあるとされますが、うまく活用すれば、相続対策にもつながります。相続対策として利用する場合、個人の節税に限って考えると下記の3点と考えられます。

① 相続税の納税資金にできる

死亡保険金には、一定の期間内に死亡すれば保険金が支払われる「定期保険」と、期間の定めなしでいつ死亡しても保険金が支払われる「終身保険」があります。定期保険では、保険期間終了後に被保険者が死亡すると保険金が下りないので、相続税の納税資金を生命保険で手当するなら、終身保険に加入する方が有効です。

② 相続税の生命保険金の非課税限度枠（500万円×法定相続人の数）を活用できる

法定相続人1人につき保険金額500万円までは相続税がかかりません。したがって、相続人全体で「500万円×法定相続人の数」までの保険金額は非課税となります。法定相続人の数には相続放棄した人も含めます。

③ 保険料を子どもに贈与した場合の保険金は、所得税の一時所得となり、相続税よりも有利なことがある

子どもに**保険料相当額を贈与**して、子どもを契約者、受取人、親を被保険者とする生命保険契約を結ぶと、死亡保険金は子どもの一時所得となって所得税が課税されます。金銭の贈与時に贈与税が課税され、保険金の受取時に所得税が課税されることとなりますが、贈与税には年間110万円の基礎控除があり、一時所得は半額課税なので、**高額な相続税を支払うより有利になることがあります**。相続税は、相続財産が多額になると累進税率なので、税額が高くなる場合があります。（遺産が少ないケース／配偶者に認められた税額軽減の効果で相続税額が少ないケース／受取人に高額な所得があり一時所得と他の所得を合算して高額な所得税が課されるケース／は別途検討が必要になります。）

【保険料相当額を贈与する場合の注意点】

- ① 贈与税申告書を提出…贈与額が年間110万円を超えると課税されますが、贈与の証拠を残したいなら非課税枠を超える贈与をして申告書の提出を検討してみてください。
- ② 贈与金が入金された預金通帳は当然贈与を受けた方が保管することになります。
- ③ 生命保険料控除の適用は贈与を受けた方です。贈与者は、自分の所得税の確定申告で生命保険料控除の対象にはいけません。
- ④ ある年に「今後10年間は毎年〇〇円贈与してあげる」と約束した場合は、約束した年に10年分の贈与を一括で行った扱いになり多額の贈与税が発生してしまいますのでご注意ください。

【ご参考（国税庁Q&A）】

各年の受贈額が110万円の基礎控除額以下である場合には贈与税がかかりませんので申告は必要ありません。ただし、10年間に渡って毎年100万円ずつ贈与を受けることが贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束した年に「定期金に関する権利（10年間に渡り毎年100万円ずつの給付を受ける権利）」の贈与を受けたものとして贈与税がかかりますので申告が必要です。

「相続・贈与のQ & A」

Q. 故人名義の銀行口座はお金を引き出せますか？

故人名義の銀行口座は、法定相続人でも自由にお金を引き出せない凍結状態となるため、基本的に相続人が葬儀代などは負担するしかありませんでした。

しかし、7月より、被相続人の預貯金を一定額まですぐに引き出せる制度がスタートするため、相続人がお金の捻出に悩む状況は減りそうです。

今後は、遺産分割協議が終わる前でも、相続人1人当たり「預貯金額×3分の1×法定相続分」までは引き出せるようになります。上限は、金融機関ごとに150万円で、口座が複数の銀行にあればそれぞれから引き出すことが可能となります。

注意すべき点は、口座から引き出した金額は、その相続人が受け取れる相続分から差し引かれてしまうので、葬儀費用を立て替える場合は、領収書などの証拠を残し、後になって他の相続人から分担すべき金額を徴収するようにしましょう。

Q. 生命保険金の受取人変更を忘れたまま夫が死亡した場合、死亡後でも受取人の変更はできますか？

独身時代に生命保険に加入し、保険金の受取人を親にしたまま、結婚。その後、保険を気にかけることなく、長い年月が経ち、ある時、不慮の事故などで、亡くなってしまった場合に、発生しそうな事例ですが、このケースは、受取人が親でも、妻が受け取った場合は、親からの贈与にはならず、実際に受け取った人が保険金受取人とされ、相続できます。名義変更手続きの失念は、「やむを得ない事情」として認められているからです。

とはいえ、関係者の合意があることが前提のため、親子仲が悪い場合や、離婚した妻から現在の妻に名義変更を忘れたというケースは財産の奪い合いになる可能性も考えられます。不要なトラブルを避けるためにも、契約した保険の定期的なチェックと名義変更は、忘れずにしましょう。



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【社員の自己啓発セミナーの参加費は給与？】

社員が資質向上のために「自己啓発セミナー」に参加する費用を、会社が負担する場合、給与の課税対象とはならず、仕事に直接必要な知識を習得するためのものであれば、社員は給与課税されません。

しかし、仕事に必要な研修の費用や適正な額を超える費用は課税対象となります。

いわゆる「自己啓発セミナー」は仕事に直接必要とはいえないものが多く、給与課税される可能性が高いので注意が必要です。

一方、会社は社員が給与課税されるか否かにかかわらず、支払った額を研修費用もしくは給与として損金にできます。

【借上社宅と住宅手当の違い】

住宅に関する福利厚生は、大きく借上社宅と住宅手当に分類できます。借上社宅とは、一般の賃貸物件を企業が借り入れて、その借り入れた物件を従業員に貸し出す制度で、一方の住宅手当とは、従業員に対して住居費用の一部を負担する制度です。

例えば、借上社宅の場合、6万円で借りたものを3万円で貸す、一方、住宅手当の場合6万円の家賃に3万円の補助をする、どちらも、企業から従業員への支援は、3万円で同じように思えます。しかし、**住宅手当は税務上の「給与」となり、さらに社会保険上の「報酬」となり、保険料の基礎にもなります。**

つまり、同額の支援であっても、住宅手当は企業も従業員も負担増となるので、借上社宅が有利です。ただし、借上社宅も貸し出す相手、社宅の規模によって、最低限負担する金額が異なり、従業員であれば、おおむね賃貸料相当額の50%以上を補助している場合は、賃貸料相当額との差額が給与として課税されるので注意が必要です。

7月の運勢

おひつじ座

仕事運が良いので、金運も期待できそうです。自分にできることは積極的にチャレンジして！

おうし座

他者に弱みを見せず、多少無理をしても、自分を強く見せる努力をするとうまいです。

ふたご座

安定の月なので、特に変化を求めず、退屈と感じても、現状維持がベストだと思って過ごしてください。

かに座

適度にスポーツをすることで、運氣アップに。人から言われたことを、確実にこなしてください。

しし座

グループで活動するよりも、一人で取り組み、良い結果が出るでしょう。

おとめ座

親しい人と衝突の兆しありです。無理を押し通さず、相手の立場も考え、上手くバランスを取ってください。

てんびん座

控え目な態度が良い結果につながりそうです。あまり自己主張せずに確実な行動を心掛けて。

さそり座

仕事でも、プライベートでも金運が順調で、心の余裕が生まれるでしょう。

いて座

あまり積極的に動かず、身体より、思考を働かせて吉です。金運も好調です。

やぎ座

物事が転換する時期です。思うようにいかないことも、ありそうですが、投げ出さないで吉です。

みずがめ座

慎重に過ごすことで吉です。迷った時は、決断せずに待つみましょう。

うお座

仕事はやればやっただけ、成果が、出る予感。チャレンジしても、得意分野を伸ばしても吉です。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp URL: http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心よりお待ちしております。